

静岡県
中小企業等

中小法人・個人事業者等の皆様のための

応 援 金

一般枠

酒類事業者枠

特例について

中小法人・個人事業者等向け

2021年9月1日時点

静岡県中小企業等応援金事務局

※今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

特例について

特例にはどのようなものがある？申請方法は？

応援金の特例はA：「証拠書類に関する特例」とB：「交付額等に関する特例」があります。
A-1「証拠書類等に関する特例」とB-1/B-2「新規開業特例」のみ電子申請が可能となります。
その他の特例は全て郵送申請となります。

A：証拠書類等に関する特例

A-1	2019年8月、9月又は2020年8月、9月その期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合	P.3	電子申請可能
-----	--	-----	--------

B：交付額等に関する特例

B-1	2019年・2020年新規開業特例 2019年1月から2020年12月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等に対する特例	P.4	電子申請可能	
B-2	2021年新規開業特例 2021年1月から2021年3月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等に対する特例	P.5		
B-3	合併特例 2021年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併した中小法人等に対する特例	P.7		
B-4	連結納税特例 連結納税している中小法人等に対する特例	P.8		
B-5	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する中小法人又は個人事業者等に対する特例	P.9		電子申請不可
B-6	法人成り特例 2021年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例	P.10		
B-7	事業承継特例 2021年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた個人事業者等に対する特例(事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合も含む)	P.11		
B-8	NPO法人・公益法人等特例 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例 寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人に対する特例	P.13		

A-1 証拠書類等に関する特例

2019年8月、9月又は2020年8月、9月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、以下の場合、代替の証拠書類を提出の上、申請してください。

■適用条件

【法人】

2019年8月、9月又は2020年8月、9月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合（例：收受日付印が押印されていない場合）

【個人事業主】

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■追加でご用意いただく提出資料

【法人】

確定申告で申告した又は申告予定の月次の売上を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの

【個人事業主】

住民税の申告書類（市町村民税・都道府県民税の申告書類）の写し（收受日付印の押印されたもの）

■代替の証拠書類の提出例(法人の場合)

例) 税理士による署名がなされた申告予定の月次の事業収入を証明できる書類で代替する場合

2019年	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2021年	2021年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

確定申告が完了していない等の理由により、2020年8月、9月の事業収入を含む事業年度の確定申告書類を提出できない。

→本特例により、**当該事業年度の確定申告で申告予定の月次の事業収入を証明できる書類（税理士による署名がなされたもの）**で代替することができます。

■交付金額の算定例(個人事業主、一般枠の場合)

2020年	月間の事業収入		年間の事業収入の合計
	30 (=360÷12)		
2021年	8月	9月	360
	20	18	

※住民税の申告書類については年間の事業収入しか記載がないため、これを12で除した金額(÷12か月)を比較年の売上合計とする。

2020年の年間事業収入を12で除した金額(月平均)：360万円÷12=30万円

2021年対象月の事業収入(8月)：20万円

※**2020年**同月比(売上減少割合(30万円-20万円)÷30万円×100=33.3%)で30%以上50%未満減少しているため交付対象となります。

30万円-20万円=10万円>5万円(上限額)

交付額5万円

B-1 2019年・2020年新規開業特例

2019年1月から2020年12月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■ 適用条件

【一般枠】

2021年8月、9月の売上が、**2019年又は2020年の法人設立又は開業した月から同年12月までの月平均の売上**と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

- (1)2021年8月、9月の売上が、**2019年又は2020年の法人設立又は開業した月から同年12月までの月平均の売上**と比較して30%以上減少していること、
又は、
(2)対象月（8月、9月）及びその前月の売上が、**2019年又は2020年の法人設立又は開業した月から同年12月までの月平均の売上**と比較して、2か月連続15%以上減少していること。

■ 追加でご用意いただく提出資料

【法人】

2019年又は2020年の法人設立月から同年12月までをその期間に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し

【個人】

開業年の確定申告書類の写し*、及び以下①～③のいずれかの書類

- ①2021年2月1日以前の收受印のある開業・廃業等届出書の写し
- ②2021年2月1日以前の收受印のある事業開始等申告書(地方公共団体が発行)の写し
- ③上記①②以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（③の書類を用いる場合、交付までに通常よりも時間を要する場合があります。）

*確定申告書類の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。
白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

■ 交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A \div M - B$$

S：交付額（中小法人等：上限10万円、個人事業者：上限5万円）

A：**2019年又は2020年**の年間売上(法人設立又は開業月から同年12月まで)

M：**2019年又は2020年**の法人設立又は開業後同年12月までの月数（法人設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年の対象月の売上

【酒類事業者枠】

$$S = A \div M - B - C$$

S：交付額（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少または売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円 個人事業者：上限10万円、
売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円 個人事業者：上限20万円
売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円 個人事業者：上限30万円）

A：**2019年又は2020年**の年間売上(法人設立又は開業月から同年12月まで)

M：**2019年又は2020年**の法人設立又は開業後同年12月までの月数（法人設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年の対象月の売上

C：2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

B-2 2021年新規開業特例

2021年1月から同年3月までの間に設立した中小法人若しくは開業した個人事業者等、又は2020年1月から同年12月までの間に設立した中小法人若しくは開業した個人事業者等で、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■ 適用条件

【一般枠】

2021年8月、9月の売上が、**2021年の法人設立又は開業した月***から同年3月までの月平均の売上額と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

(1) 2021年8月・9月の売上が、**2021年の法人設立又は開業した月***から同年3月までの月平均の売上と比較して30%以上減少していること

又は、

(2) 対象月（8月、9月）及びその前月の売上が、**2021年の法人設立若しくは開業した月***から同年3月までの月平均の売上と比較して、2か月連続15%以上減少していること。

*法人設立又は開業した月：2020年1月から同年12月までの間に設立又は開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている場合は2021年1月とする。

■ 追加でご用意いただく提出資料

【法人】

確定申告で申告した又は申告予定の設立から2021年3月までの月次売上高を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの

【個人】

開業月から2021年3月までの月次事業収入等が確認できる売上台帳等、及び以下①～③のいずれかの書類

① 2021年4月1日以前の收受印のある開業・廃業等届出書の写し

② 2021年4月1日以前の收受印のある事業開始等申告書(地方公共団体が発行)の写し

③ 上記①②以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（③の書類を用いる場合、交付までに通常よりも時間を要する場合があります。）

■ 交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A \div M - B$$

S：交付額（中小法人等：上限10万円、個人事業者：上限5万円）

A：**2021年**の合計売上(法人設立又は開業月から同年3月まで)

M：**2021年**の法人設立又は開業後同年3月までの月数（法人設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年の対象月の売上

【酒類事業者枠】

$$S = A \div M - B - C$$

S：交付額（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少または売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円 個人事業者：上限10万円、

売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円 個人事業者：上限20万円

売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円 個人事業者：上限30万円）

A：**2021年**の合計売上(法人設立又は開業月から同年3月まで)

M：**2021年**の法人設立又は開業後同年3月までの月数（法人設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年の対象月の売上

C：2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

B-1・2 新規開業特例 算定例

2019年・2020年新規開業特例 算定例

算定例) 2019年9月に法人を設立した場合(一般枠)

	2019年								2020年	2021年	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	8 (or 9)
万円						40	60	80	100	45

2019年の年間売上 280万円
月平均の売上 70万円

対象月の売上 45万円

A : 2019年の年間売上 = 40+60+80+100=280万円

M : 2019年の設立後月数 = 4か月

B : 2021年の対象月の売上 = 45万円

S : 月平均70万円 (= 280÷4) - 45 = 25万円 > 10万円 (上限額)

→ **交付額10万円**

売上減少割合 (70万円-45万円)÷70万円
×100=35.7%

→ 30%以上50%未満で交付対象

2021年新規開業特例 算定例

算定例) 2021年2月に法人を設立した場合(一般枠)

	2021年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	-	40	80					40				

2021年の設立から3月末までの
売上 120万円
月平均の売上 60万円

対象月の売上 40万円

売上減少割合(60万円 - 40万円)÷60万円×100=33%

→ 30%以上50%未満で交付対象

A : 2021年の設立から3月末までの合計売上 = 40+80=120万円

M : 2021年の設立後月数 = 2か月

B : 2021年の対象月の売上 = 40万円

S : 月平均60万円 (= 120÷2) - 40 = 20万円 > 10万円 (上限額)

→ **交付額10万円**

B-3 合併特例（合併した中小法人）

事業収入を比較する2つの月の間に合併した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 2020年以前に合併した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に合併した場合は、P.4~6の【B-1 2019年・2020年新規開業特例】の適用が可能です。

■ 適用条件

【一般枠】

合併後の法人における、2021年8月、9月の売上が、合併前の各法人における比較月の売上の合計と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

- (1) 合併後の法人における、2021年8月、9月の売上が、合併前の各法人における比較月の売上の合計と比較して30%以上減少していること、
又は、
- (2) 対象月（8月、9月）及びその前月の売上が、合併前の各法人における比較月の売上の合計及びその前月の売上の合計とそれぞれ比較して、2か月連続15%以上減少していること。

■ 追加でご用意いただく提出資料

合併前の各法人分に係る比較年の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し

■ 交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A - B$$

S：交付額（中小法人：上限10万円）

A：合併前の各法人の比較年の8月、9月の売上の合計

B：合併後の法人の2021年8月、9月の売上

【酒類事業者枠】

$$S = A - B - C$$

S：交付額（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少又は売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円、
売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円、
売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円）

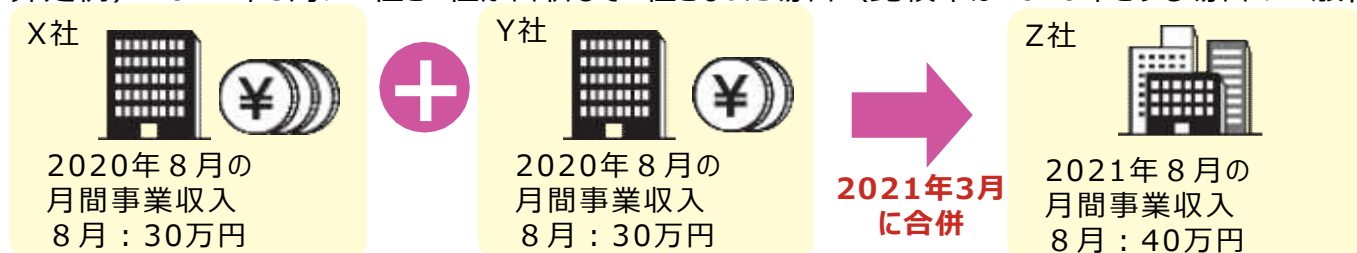
A：合併前の各法人における比較年の8月・9月の売上の合計

B：合併後の法人における、2021年8月・9月の売上

C：合併後の法人における、2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

算定例

算定例）2021年3月にX社とY社が合併してZ社となった場合（比較年は2020年とする場合の一般枠）



A：X社とY社の2020年の8月の売上の合計 = 30 + 30 = 60万円

B：2021年の対象月の売上：40万円

※ X社とY社の2021年8月の売上合計60万円に対して、2021年8月の売上が40万円であり、2020年同月比で30%以上50%未満減少しているため交付対象となります。

S：60万円 - 40万円 = 20万円 > 10万円（上限額）

→ 交付額10万円

B-4 連結納税特例（連結納税している中小法人）

連結納税している法人は、個別法人ごとに交付要件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■追加でご用意いただく提出資料

比較年の連結法人税の個別帰属額と個別帰属届出書と法人事業概況説明書の写し

■交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A - B$$

S：交付額（中小法人等：上限10万円）

A：比較年の8月、9月売上

B：2021年の8月、9月売上

【酒類事業者枠】

$$S = A - B - C$$

S：交付額（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少又は売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円、

売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円、

売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円）

A：比較年の8月、9月売上

B：2021年の対象月の8月、9月売上

C：2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

算定例

算定例) 親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合(一般枠)



親会社X

資本金が
交付要件外



子会社A

- ・資本金15億円
- ・前年同期比
30%以上
50%未満減

売上減少が
交付要件外



子会社B

- ・資本金1億円
- ・前年同期比
50%以上減

申請可能



子会社C

- ・資本金1億円
- ・前年同期比
30%以上
50%未満減

申請可能



子会社D

- ・資本金1千万円
- ・前年同期比
30%以上
50%未満減

- ・子会社Aと子会社Bは交付要件を満たしていないので、申請はできません。
- ・子会社Cと子会社Dはそれぞれ交付要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ必要な証拠書類を提出し、申請を行うことができます。

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた中小法人・個人事業者等）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■ 適用条件

【一般枠】

2021年8月、9月の売上が、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年比較月の売上**と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

(1) 2021年8月、9月の売上が、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の比較月の売上**と比較して30%以上減少していること、

又は、

(2) 対象月（8月、9月）及びその前月の売上が、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の比較月及びその前月の売上**と比較して、2か月連続15%以上減少していること。

■ 追加でご用意いただく提出資料

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等*

並びに

【法人】

2020年8月、9月及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の8月、9月の属する全ての事業年度に係る確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し

【個人】

2020年8月、9月及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分（交付額の算定に用いる年と同年分）の確定申告書の写し

* 罹災証明書等：罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

■ 交付額の算定式

【一般枠】

$S = A - B$

S：交付額（中小法人等：上限10万円、個人事業者：上限5万円）

A：**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年**の8月、9月の売上

B：2021年の8月、9月の売上

【酒類事業者枠】

$S = A - B - C$

S：交付額

（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少又は売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円 個人事業者：上限10万円、

売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円 個人事業者：上限20万円

売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円 個人事業者：上限30万円）

A：**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年**の8月、9月の売上

B：2021年の対象月の売上

C：2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

B-6 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

申請時点では法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※2020年以前に法人化した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した場合は、P.4~6の【B-1 2019年・2020年新規開業特例】の適用が可能です。

■ 適用条件

【一般枠】

法人化後の法人における、2021年8月、9月の売上が、法人化前の個人事業者における比較月の売上と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

(1) 法人化後の法人における、2021年8月、9月の売上が、法人化前の個人事業者における比較月の売上と比較して30%以上減少していること、

又は、

(2) 法人化後の法人における、対象月（8月、9月）及びその前月の売上が、法人化前の個人事業者における比較月の売上及びその前月の売上と比較して2か月連続して15%以上減少していること。

■ 追加でご用意いただく提出資料

比較年の法人化前の個人事業者に係る確定申告書の写し*1、並びに法人設立届出書*2、又は個人事業の開業・廃業等届出書*3

*1 個人事業者に係る確定申告書の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

*2 法人設立届出書：「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しているもの。

*3 開業・廃業等届出書：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致しているもの。

■ 交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A - B$$

S：交付額（中小法人：上限10万円）

A：法人化前の個人事業者の比較年の8月、9月の売上

B：法人化後の法人の2021年の8月9月の売上

【酒類事業者枠】

$$S = A - B - C$$

S：交付額

（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少または売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円

売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円

売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円）

A：法人化前の個人事業者における比較年の8月・9月売上

B：法人化後の法人における、2021年の対象月の売上

C：法人化後の法人における、2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

B-7 事業承継特例（1/2）

事業収入を比較する2つの月の間に**事業を承継した場合**であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた場合は、P.4~6の【B-1 2019年・2020年新規開業特例】の適用が可能です。

※同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づく交付は一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とします。

■ 適用条件

【一般枠】

事業の承継を受けた者の2021年8月、9月の**売上**が、**事業を行っていた者の比較月の売上**と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

- (1) **事業の承継を受けた者の**2021年8月、9月の**売上**が、**事業を行っていた者の比較月の売上**と比較して30%以上減少していること、
又は、
- (2) **事業の承継を受けた者の**対象月（8月、9月）及びその前月の**売上**が、**事業を行っていた者の比較月及びその前月の売上**と比較して2か月連続で15%以上減少していること。

■ 追加でご用意いただく提出資料

【事業の承継を受けた事業者】

【個人】

比較年及び対象月の事業を行っていた者の名義に係る確定申告書の写し^{*1}

並びに

①**個人事業の開業・廃業等届出書**（（1）「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること、（2）2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること（3）「開業・廃業等日」欄において開業日が**2021年1月1日から同年4月1日の間**とされていること、（4）収受日が**2021年5月1日以前**であること、（5）収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること^{*2}）、

又は

②**上記①以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/収受した書類**（事業開始年月日が**2021年1月1日から同年4月1日までの間**にされていること、かつ、当該書類の発行/収受日が**2021年5月1日以前**）

^{*1} 確定申告書の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

^{*2} e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

B-7 事業承継特例 (2/2)

【死亡による事業承継の場合】

【個人】

比較年及び対象月の事業を行っていた者の名義に係る確定申告書の写し^{*1}、
並びに

以下の①・②のいずれかの書類

- ① **個人事業の開業・廃業等届出書**（（1）「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること、
（2）2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること、（3）「開業・廃業等日」欄において開業日が**2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末まで**の間とされていること、（4）收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること^{*2}）、

又は

- ② **上記①以外で、開業日、所在地、代表者、業種並びに書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類**（事業開始年月日が**2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末まで**の間にされていること）、

並びに

以下の①～④いずれかの書類

- ① **所得税の青色申告承認申請書**（（1）「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること、（2）相続開始年月日が**申請日以前**であること、（3）被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること、※收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること^{*2}）、

- ② **個人事業者の死亡届出書**（（1）「死亡年月日」欄が**申請日以前**であること、（2）「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「有」としていること、（3）「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること）

- ③ **準確定申告書類の控え**（（1）死亡年月日が**申請日以前**であること、（2）氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること）

- ④ **医療機関が発行した死亡を証明する書類**（（1）死亡年月日が**申請日以前**であること、（2）死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること）

^{*1} 確定申告書の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

^{*2} e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A - B$$

S：交付額（個人事業者：上限5万円）

A：**事業を行っていた者**の比較年の8月、9月の事業収入

B：**事業の承継を受けた者**の2021年の対象月の事業収入

【酒類事業者枠】

$$S = A - B - C$$

S：交付額

（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少または売上減少割合が30%以上70%未満の場合 個人事業者：上限10万円、

売上減少割合が70%以上の場合 個人事業者：上限20万円

売上減少割合が90%以上の場合 個人事業者：上限30万円）

A：**事業を行っていた者**における比較年の8月、9月事業収入

B：**事業の承継を受けた者**における、2021年の対象月の事業収入

C：**事業の承継を受けた者**における、2021年の対象月の月次支援金受給（可能）額（売上減少割合が50%以上の場合）

B-8 NPO法人・公益法人等特例

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。本特例を用いる場合には、交付までに時間を要する場合があります。

B-8-1 (NPO法人・公益法人等全般)

■ 適用条件

【一般枠】

2021年8月、9月の事業収入が、比較年の同月の**事業収入**と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

(1)2021年8月、9月の事業収入が、比較年の同月の**事業収入**と比較して30%以上減少していること、又は、

(2)2021年8月、9月及びその対象月の前月の事業収入が、比較月及びその前月の**事業収入**と比較して2か月連続して15%以上減少していること

※**事業収入**については、**寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き**、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

■ 追加で用意いただく提出資料

【法人】

比較年の年間事業収入が確認できるもの*1、及び対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等 *1 年間事業収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

■ 交付額の算定式

【一般枠】

$$S = A - B$$

S：交付額（中小法人等：上限10万円）

A：比較年の8月、9月の**事業収入***2

B：2021年の8月、9月の**事業収入**

*2 月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前の年間事業収入÷12で算出した額を用いる。

【酒類事業者枠】

$$S = A - B - C$$

S：交付額

（売上減少割合が対象月及びその前月の2か月連続で15%以上の売上減少または売上減少割合が30%以上70%未満の場合 中小法人等：上限20万円

売上減少割合が70%以上の場合 中小法人等：上限40万円

売上減少割合が90%以上の場合 中小法人等：上限60万円）

A：比較年の8月、9月の**事業収入***3

B：2021年の対象月の**事業収入**

C：2021年の対象月の対象月の月次支援金受給（可能）額(売上減少割合が50%以上の場合)

*3 月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前の年間事業収入を12で割って算出した額を用いる。

B-8 NPO法人・公益法人等特例

(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

B-8-2 (寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

- ・「B-8-2」を用いた申請の場合、「B-8-1」を用いた申請よりも交付までに時間を要する場合があります。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、**受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）**も含めることができる。

要件1

寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の**比較年の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合^{*1}が50%以上**であること。

^{*1} 2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合であって、①設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合、②設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、i) 認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合による。

要件2

【一般枠】

2021年8月、9月の寄附金等及び事業収益(以下「**特定事業収入**」という。)*²が、比較月の**特定事業収入**と比較して30%以上50%未満減少していること

【酒類事業者枠】

- (1)2021年8月、9月の**特定事業収入**が、比較月の**特定事業収入**と比較して30%以上減少していること、又は、
- (2)2021年8月、9月及び対象月の前月の**特定事業収入**が、比較月及び前月の**特定事業収入**と比較して2か月連続して15%以上減少していること

^{*2}2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の**特定事業収入**による。

要件3

2021年の対象月において、以下のいずれかに該当すること。

- 対象措置影響により、**事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が**比較年の同月比で減少していること**。
- 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、対象措置影響により、**事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること**。

※2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の**事業費支出額**による。

要件4

特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、**比較年における活動実績があること**。

※2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合であって、①設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し、②設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類による。

B-8 NPO法人・公益法人等特例

(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

■ 追加でご用意いただく提出資料

(寄付金等を主な収入源とするNPO法人の場合に追加で求められる提出資料)

- ① 比較年の受取助成金・補助金^{*1}の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し
(確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し)

^{*1} 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。

- ② 2021年の対象月及び比較月の月間事業費支出額が確認できるもの
- ③ 比較年の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し

※2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合であって、設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、「設立当初の事業年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し」。設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、「設立当初年度の事業計画書」、及び「認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類（任意書式）」。

(補足) 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金の範囲

■ 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金

- ✓ 民間からの助成金等
- ✓ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するもの

※ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金

名称のいかんにかかわらず、国・地方公共団体の予算に基づき交付を受けた助成金、補助金のこと
で、補助金等適正化法を準用することが定められている以下の独立行政法人等から交付を受けたもの
も含まれます。

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

■ 対象外となる「国・地方公共団体からの」助成金・補助金の例

「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、以下のような、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに該当しない国・地方公共団体からの助成金・補助金を含めることはできません。

- ✓ 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの
例) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金 等
- ✓ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの
例) 雇用調整助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金 等
- ✓ 研究開発等にかかるもの